

○警察嘱託医の委嘱等に関する訓令

昭和63年2月1日

警察本部訓令第4号

警察本部長

警察嘱託医の委嘱等に関する訓令を次のように定める。

警察嘱託医の委嘱等に関する訓令

警察嘱託医の委嘱等に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察嘱託医（以下「嘱託医」という。）の委嘱等について、必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第2条 嘱託医の定数は、嘱託医定数（別表）に定めるとおりとする。ただし、特別の理由により、警察本部長（以下「本部長」という。）がその必要性を認めたときは、増減することができる。

一部改正〔平成17年第36号〕

（内申）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、嘱託医の委嘱をしようとするときは、原則として管内の医師のうちから適任者を選定し、警察嘱託医委嘱・解嘱内申書（様式第1号。以下「内申書」という。）に、次の各号に掲げる書類等を添えて本部長に内申するものとする。

- (1) 郡市医師会の推薦書
- (2) 医師の履歴書
- (3) 医師の写真2枚（縦3cm×横3cm）

2 再委嘱の場合は、内申書並びに前項第2号及び第3号の書類等は要しないものとする。

一部改正〔平成17年第36号、27年第31号〕

（委嘱状等の交付）

第4条 本部長は、嘱託医についての適否について選考し、適当と認めたときは、委嘱状（様式第2号）を交付して委嘱するものとする。

2 新たに嘱託医を委嘱する場合は、身分証明書（様式第3号）を交付するものとする。

一部改正〔平成17年第36号、21年第10号〕

(委嘱期間)

第5条 嘱託医の委嘱期間は、2年間とする。ただし、再委嘱することができる。

2 期間満了前に解嘱となった場合、後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成12年第22号、17年第36号〕

(職務)

第6条 嘱託医は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 死体の検案に関すること。

(2) その他捜査協力に関すること。

一部改正〔平成17年第36号、19年第23号、29年第12号〕

(解嘱)

第7条 署長は、管内の嘱託医が解嘱を願い出たとき、死亡したとき又は嘱託医としてふさわしくないと認める相当の理由があるときは、意見を付して、内申書により、本部長に内申しなければならない。

2 嘱託医の解嘱は、通知書(様式第4号)により行うものとする。

一部改正〔平成17年第36号、27年第31号、29年第12号〕

(身分証明書の返納)

第8条 署長は、嘱託医が解嘱されたときは、速やかに身分証明書の返納を受け、刑事部捜査第一課長に送付しなければならない。

一部改正〔平成17年第36号、21年第10号、29年第12号〕

(謝金)

第9条 嘱託医には、別に定める基準により謝金を支給する。

追加〔平成17年第36号、19年第23号〕

(書類の整理)

第10条 刑事部捜査第一課長は、嘱託医の任免等に関する書類を記録し、整理しておくものとする。

一部改正〔平成29年第12号〕

(事務処理)

第11条 嘱託医に関する事務は、刑事部捜査第一課において行う。

全部改正〔平成12年第22号〕、一部改正〔平成29年第12号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この訓令施行の際、現に嘱託医として委嘱を受けている者については、格別の事情がない限り昭和63年4月1日付けで再委嘱を行うこととする。

附 則 (平成2年3月1日警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年9月27日警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年11月26日警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成3年12月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月26日警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成5年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月28日警察本部訓令第22号)

この訓令は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月22日警察本部訓令第29号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月29日警察本部訓令第48号)

この訓令は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月17日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月25日警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月26日警察本部訓令第25号)

この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月14日警察本部訓令第36号)

この訓令は、平成17年10月14日から施行する。

附 則 (平成19年5月28日警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月6日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成27年7月6日から施行する。

附 則（平成29年3月27日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

【別表及び様式省略】